

令和8年度 栗東市英語指導助手(ALT)派遣業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和8年度 栗東市英語指導助手派遣業務」に係る事業候補者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業務名 令和8年度 栗東市英語指導助手(ALT)派遣業務委託
(2) 業務内容 別紙「派遣業務委託仕様書」のとおり
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額

14,256千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※なお、本業務にかかる見積は、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税価格がわかるもの）を提出するものとする。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。また、これを超える金額での提案は認められないものとする。

※令和8年度当初予算成立を前提としているため、予算が成立しない場合は、本業務の委託契約の締結を見送る場合があることを予め承諾すること。

4 実施形式

本業務委託の選定は、公募式プロポーザル方式とする。

5 実施スケジュール(予定)

| スケジュール項目 | 日程 | 備考 |
|-------------------|--------------|--------|
| ① 公告(募集開始) | 令和8年1月19日(月) | |
| ② 質問書受付期限(メールにて) | 令和8年1月23日(金) | 正午 必着 |
| ③ 質問回答期限(HPで随時回答) | 令和8年1月29日(木) | 17時まで |
| ④ 参加申込書等の提出期限 | 令和8年2月5日(木) | 17時 必着 |
| ⑤ 参加資格確定通知(メールにて) | 令和8年2月9日(月) | 17時まで |
| ⑥ 企画提案書等提出期限 | 令和8年2月20日(金) | 17時 必着 |
| ⑦ 提案プレゼンテーション | 令和8年2月27日(金) | 予定 |
| ⑧ 審査結果通知 | 令和8年3月10日(火) | 送付予定 |
| ⑨ 契約締結 | 令和8年4月1日(水) | |

※審査結果通知後、令和8年3月31日までは当該業務の契約締結に向けた準備期間とし、上記見積限度額の業務委託料は発生しないものとする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案事業者となろうとする者）は、次の要件をすべて満たしている者とする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として取り扱わない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこととする。
- （2）令和6・7年度栗東市物品・役務に関する指名競争入札等参加資格業者で、希望業種「業務代行」営業種目「人材派遣」に登録する者であり、企画提案書等応募書類提出期限において、栗東市の建設工事等指名停止規準に基づく指名停止の期間中でないこと。ただし、入札資格者参加名簿に登録のない者も下記8（1）に掲げる書類を提出し、栗東市の確認により問題ないと判断されれば、当該プロポーザルに参加することができるものとする。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこととする。
- （4）自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこととする。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
- （5）本市または他自治体において、外国語（英語）指導助手（ALT）派遣の派遣実績を有し、かつ直近3年間で滋賀県内の公立学校において派遣実績を有すること。
- （6）別紙「派遣業務委託仕様書」に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要領に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）… ①とともに提出
- ③法人等の概要（様式3）… ①とともに提出
- ④業務履行実績一覧表（様式4）… ①とともに提出
- ⑤価格提案書（様式5）… ①とともに提出
- ⑥企画提案書表紙（様式6）… ⑦とともに提出（1部）
- ⑦企画提案書（様式任意）… (2) 「企画提案書等の作成について」を参照

(2) 企画提案書等の作成について

本紙「令和8年度栗東市英語指導助手（ALT）派遣業務委託プロポーザル実施要領」及び、別紙「派遣業務委託仕様書」の業務を実現するために貴社が提供できるサービス内容について、具体的で明確かつ簡潔に記述・作成すること。なお、企画提案書の企画および提出部数、その他、提出書類の注意事項等は次のとおりとする。

規格：A4版20枚以内、使用するフォント・サイズは任意

部数：正本1部、副本7部（コピー可）

※「企画提案書表紙」には本件に係る業務責任者連絡先を記入。

※各様式への記入事項は提出日時点について記入する。

《企画提案書内容》

- 1 事業方針と事業関連性
- 2 外国語教育受託実績（平成30年度～令和6年度）
- 3 外国語指導業務に関する理解度、研究体制
- 4 法令遵守体制
- 5 英語指導助手の採用体制
- 6 英語指導助手の研修体制
- 7 英語指導助手の活用提案
- 8 英語指導助手の管理体制
- 9 危機管理体制

9 提案書等の書類提出手続きについて

(1) 提出場所

栗東市教育委員会 事務局 学校教育課（栗東市役所3階）

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話：077-551-0130（直通）

FAX：077-551-0149

Mail：gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp

（2）提出期限

- ①参加申込書等 … 令和8年 2月 5日（木）17時 必着
- ②企画提案書等 … 令和8年 2月20日（金）17時 必着

（3）提出方法

持参または郵送による。

※持参の場合：栗東市役所の開庁日（土日祝を除く）8時30分～17時15分

※郵送の場合：配達されたことの証明が可能な方法とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（4）参加資格確定通知

令和8年 2月 9日（月）17時まで

※提出された参加申込書について参加資格の確認を行い、参加資格の可否をメールにて連絡する。

（5）参加申込後の辞退

辞退届（様式7）を提出する。

（6）その他

- ①企画提案書を提出することができるのは1案のみとする。
- ②提出後における提案書等については、本市が補正等を求める場合を除き、再提出及び記載内容の変更は一切認めない。
- ③企画提案書等の内容に関する著作権は作成者に帰属する。ただし、栗東市は採択した提案書の内容を無断で使用できるものとする。
- ④本件に関して文書公開請求があった場合は、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）に基づき、採択された事業者および選択事業者の成果物は公開する場合がある。
- ⑤企画提案書その他提出資料については返却しない。
- ⑥提案の作成、提出その他の提案に係る一切の費用はすべて提案者負担とする。

10 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書に対する質問は次により行う。なお、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

（1）質問書（様式8）

所定の様式により電子メールで提出すること。送信後、必ず電話（土日祝を除く）によりメール着信確認をする。

Mail : gakkokyiku@city.ritto.lg.jp

TEL : 077-551-0130

（2）質問書受付期限

令和8年1月23日（金）正午 必着

※質疑は受付日時までとし、日時を過ぎた場合は回答しない。

※理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

（3）質問書の回答

令和8年1月29日（木）17時まで

栗東市ホームページに質問と回答を随時公開する。

II プロポーザル審査方法および審査基準

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行い、内容及び提案書について総合的に審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、参加希望業者が1社であっても実施する。

（1）審査日

令和8年2月27日（金）※詳細な時間は参加資格確定者に別途通知する。

（2）実施場所

栗東市役所 庁舎3階 談話室

※待合場所は参加資格確定者に別途通知する。

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

（3）審査項目・基準

別紙「栗東市英語指導助手派遣業務委託 プロポーザル審査基準」参照

（4）審査員構成（予定）

令和8年度 栗東市英語指導助手派遣業務委託プロポーザル選定委員会（6人）

（5）実施内容

企画提案書（プレゼンテーション） 20分

質疑応答（ヒアリング） 5分

※プロポーザル実施会場への入室から退室までの時間は、準備ならびに片付けの時間と含めて30分間とする。

（6）プロポーザル出席者

最大3名とする。※本市との契約における窓口となる責任者は必ず出席する。

（7）審査順

企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。

(8) 提案説明

- ①資料の追加配布は認めない。あらかじめ提出された企画提案書にて補足説明、アピールする点などについて説明する。PC等を用いたパワーポイント等の使用は自由とするが、企画提案書表紙（様式6）にその旨を記載しておく。
- ②プレゼンテーションの際には、本市の契約担当責任者が提案説明を行う。
- ③スクリーン、プロジェクタ（HDMI接続可）等、投影に必要な機器の準備は栗東市で行う。また、PC等その他の機器については提案者が持ち込むこととする。

(9) 審査結果の通知

令和8年3月10日（火） すべてのプロポーザル提案者に文書にて通知する。
※なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。

(10) その他

- ①企画提案書の範囲を逸脱した説明や、審査委員の質問内容に関わらない発言をしない。
- ②プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。
- ③提出期限に遅れたものは提出がなかったものとみなし失格とする。
- ④提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
- ⑤栗東市は、当該派遣業務委託契約にあたり、特定された業者のプロポーザル内容により拘束は受けないものとする。

12 問い合わせ先

栗東市教育委員会 事務局 学校教育課（担当：山本）

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話：077-551-0130（直通）

FAX：077-551-0149

Mail：gakkokyoi@city.ritto.lg.jp